

美浜町上田井区規約

第一章 総 則

第1条 この会は、美浜町上田井区会と称し、事務所を区長宅におく。

第二章 目的及び事業

(目的)

第2条 この会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため関係機関と密接な連携のもとに、次の事業を行う。

- (1号) 町広報等の配布・地区内の住民相互の連絡。
- (2号) 美化・清掃等地域内の環境の整備。
- (3号) 地域住民の人権意識を高める運動。
- (4号) 各家庭及び区内各種団体との緊密な協力。
- (5号) 区民の福祉増進及び相互の親睦と教養の向上。
- (6号) その他この会の目的達成のために必要な事項。

第三章 組織及び役員

(組織)

第4条 この会は、上田井地区に住所を有する区民を会員として組織する。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1号) 区 長 1名
- (2号) 副 区長 1名
- (3号) 会 計 1名
- (4号) 書 記 1名
- (5号) 区会議員 各班1名及び区長選任の若干名
- (6号) 会計監査 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1号) 区長・副区長・会計・書記は、新区会議員の互選を原則とする。
- (2号) 前(1号)で決定しない時は、区会の推薦、または指名により区民より選出、決定する。
- (3号) 前(1号・2号)で決定しない時は、1所帯1票にて選挙で決定する。
尚、候補者については、事前に承諾を得ることが望ましい。
- (4号) 会計監査は、区会により推薦、または指名により決定する。
- (5号) 区会議員は、各班から投票又は指名により1名選出する。
区長は、区会の承認を得て、若干名の区会議員を選任する事ができる。
- (6号) 退任する予定の役員は、新役員が決定するまで、助言及び協力をする事。

(役員任期)

第7条 区長の任期は、1期2年とし再選は妨げないが最長2期4年とする。

区会議員の任期は、2年とし再任は妨げない。

但し、その他の役員には適用しない。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

(1号) 区長は、区会を代表して会務を総括する。

(2号) 副区長は、区長を補佐し区長に不都合あるときはその職務を代行する。

(3号) 会計は、区会の出納事務を処理する。

(4号) 書記は、区が行う区総会・区会及び諸行事を記録整理する。

第四章 総会

(総会種別)

第9条 区総会は、通常総会及び臨時総会の二種類とする。

(通常総会)

(1号) 通常総会は、毎年度決算終了後1ヶ月以内及び区長が選任されてから1ヶ月以内に開催する。

(臨時総会)

(2号) 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 区長が、必要と認めたとき。

(2) 区会議員から目的事項を示して請求のあったとき。

(総会招集)

第10条 総会は、区長が招集する。

(1) 区長は、前条第2号(2)の規約による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(2) 総会を招集するときは、会議の目的事項及び内容・日時・場所を示して通知しなければならない。

(総会議長)

第11条 総会議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会定足数)

第12条 総会は、委任状を含め所帯数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会議決)

第13条 総会議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

(総会への委任)

第14条 やむを得ない理由のために総会に出席出来ない会員は、他の会員を代理人として評決を委任する事ができる。この場合における第12条・第13条の規約の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事録は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 目的及び場所。
- (2) 会員の現在数及び出席者数・委任者数。
- (3) 開催目的・審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録に区長及び議長が署名する。

第五章 区会

(区会の構成)

第16条 区会は、区長及び副区長並びに区会議員をもって構成する。

(区会の権能)

第17条 区会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1号) 総会に付議すべき事項。
- (2号) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3号) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(区会の招集)

第18条 区長が必要と認めたほか、複数の区会議員から会議の目的である事項を明確に示し、召集の要請があったときは、その要請のあった日から7日以内に区会を招集しなければならない。

区会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知する。

(区会の議長)

第19条 区会の議長は、区長があたる。

第六章 経費及び会計

(経費)

第20条 区経費は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 区費、町助成金、活動に伴う収益、寄付金、その他をもって当てる。
- (2) 区費は、区内在住の所帯主より毎月200円を徴収する。

(経費の管理)

第21条 区経費は、区長が管理し、その方法は区会の議決によりこれを定める。

(事業計画及び予算)

第22条 区事業計画及び予算は、毎会計年度終了後に区長が作成し、区会の承認をえた後毎会計年度開始後1ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(区会役員の手当)

第23条 区会役員の手当(年間)は、次のとおりとする。

区長	50,000円	副区長	20,000円	会計	25,000円
書記	15,000円	班長	300円×所帯数	連絡員	25,000円

(助成金)

第24条 上田井地区老人会 20,000円 上田井地区子供会 25,000円
上田井地区 SC 20,000円

(献花)

第25条 地区民の死亡に際しての葬儀には、総額を10,000円程度として、ご香典(玉串料)及び生花または柶を献花する。

(区の管理する資材、器材の使用)

第26条 集会場及び区の管理する資材、器材の使用については、次のとおりとする。

(1号) 同上の使用については、事前に区長の許可を得る事。

(2号) 私事で同上を使用したときは、一回につき3,000円を徴収する。

(3号) 私用か、否かの判断は、区長に一任する。

(事業報告及び決算)

第27条 区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後一ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第28条 区の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(規約の変更)

第29条 この規約は、総会において出席者の二分の一以上の議決を得なければ、変更することはできない。

(備付帳簿及び書類)

第30条 区の事務所には、規約、区会役員名簿、班長名簿、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、その他必要な帳簿・書類を備えておかなければいけない。

(班の編成)

第31条 班の編成について、当該班から具体的な案を書類で申請してきた場合は、区会で議決し、承認する。

大規模な班の編成を要する事案については、総会において議決する。

付則

この規約「上田井区規約」(案)は、平成12年4月1日から「試行」する。

平成15年3月25日一部改正「第6条、第7条、第25条、第26条」

この規約「上田井区規約」は、平成15年3月26日から「施行」する。

平成16年4月8日一部改正「第22条、第23条」

この規約「上田井区規約」は、平成16年4月9日から「施行」する。

平成21年3月14日一部改正「第7条、第3条」

この規約「上田井区規約」は、平成21年3月15日から「施行」する。

この規約「上田井区規約」は、平成24年3月17日から「施行」する。

平成24年3月17日一部改正「第24条、(助成金)」